

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たるときは、  
の翌日)

告

示

## 鳥取県告示第五百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | 告 示         | 目 次                                       |
|-------------|---|
| ◇ 告 示       | 保険医療機関等の指定（保険課）                           |
|             | 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃） |
| ◇ 正 誤       | 結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）                    |
|             | 被爆者一般疾病医療機関の指定（〃）                         |
| ◇ 海区漁業調整委告示 | 土地改良区の役員の就退任（農村整備課）                       |
|             | 土地改良区の定款の変更の認可（二件）（〃）                     |
|             | 土地改良事業の工事の完了（〃）                           |
|             | 土地収用法による土地の立入り（二件）（管理課）                   |
|             | 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）                  |
|             | 都市計画事業の認可（四件）（〃）                          |
| ◇ 正 誤       | 漁業法による公聴会の開催                              |
| 号中訂正        | 昭和六十三年五月十三日付鳥取県公報第五千九百六十四                 |

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	昭和六十三年三月二十五日
中下医院	境港市朝日町九三	昭和六十三年三月三十一日
上田医院	東伯郡東伯町大字蒲安三三四	〃
龜山歯科医院	倉吉市上井町二丁目二一一三	昭和六十三年三月十五日
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町一三一	昭和六十三年四月一日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二六	

本多眼科医院	倉吉市研屋町二四八一			
安達医院	東伯郡東郷町大字中興寺三五八			
市場医院	境港市湊町一五二			
太田医院	米子市東町三〇五	昭和六十三年四月十日	"	"
真壁医院	米子市尾高町四六			
石川内科医院	米子市立町四丁目一九四	昭和六十三年四月十一日		
森安皮膚泌尿器科医院	米子市中町五八一一	"		
有限会社貝田哲雄薬局	境港市松ヶ枝町九	昭和六十三年四月十日		
岸田内科医院	鳥取市立川町二丁目二三七	昭和六十三年四月九日		
瀧田外科医院	米子市角盤町四丁目一四五一一	昭和六十三年四月二日		
局有限公司徳吉薬	鳥取市吉成南町一丁目二七十九	"		
竹原皮膚科医院	鳥取市西町二丁目二〇六	昭和六十三年四月十四日		
橋本歯科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二	昭和六十三年四月八日		
吉澤歯科医院	氣高郡氣高町新町三丁目八一			
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	"		
菅村内科医院	米子市東福原二四八一	昭和六十三年四月一日		

鳥取県告示第五百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
田中整形外科医	鳥取市行徳は三三二	昭和六十三年三月十一日
河原歯科クリニック	鳥取市富安二丁目一五九	昭和六十三年四月一日
井上歯科診療所	八頭郡郡家町大字郡家三九	昭和六十三年三月二十二日
高森内科クリニック	鳥取市栄町七〇八	昭和六十三年四月八日

## 鳥取県告示第五百四十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
上村歯科医院	鳥取市弥生町一三四	昭和六十三年三月三日
西尾歯科	鳥取市富安二丁目五一二	"
田中整形外科医	鳥取市行徳は三三二	昭和六十三年三月十四日
高森内科クリニック	鳥取市栄町七〇八	昭和六十三年四月五日

## 鳥取県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
高森内科クリニック	鳥取市栄町七〇八	昭和六十三年四月五日

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 竹本 美佐雄 米子市上福原九八二

平本 瞳夫 一八四

国尾 茂 一八四

大東 武 一 九六七

永見 新一 両三柳二一八五

米田 潤之助 皆生七八

大先 進 西福原一二〇八

監事 平本 瞳夫 一一八四

國尾 茂 一三五九一

昭和六十三年四月五日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 竹本 美佐雄 米子市上福原九八二

平本 瞳夫 一一八四

國尾 茂 一三五九一

大東 武 一 九六七

井上 肇 東福原七八九一

永見 新一 両三柳二一八五

米田 潤之助 皆生七八

大先 進 西福原一二〇八

昭和六十三年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東郷町土地改良区の定款の変更を昭和六十三年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を昭和六十三年五月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町	土地改良総合整備事業（地域改善） 清水・橘地区区画整理	昭和六十三年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百四十九号

土地收回法（昭和二十六年法第二百十九号）第十一條第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百四十八号

土地收回法（昭和二十六年法第二百十九号）第十一條第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一起業者の名称

中国電力株式会社

## 鳥取県告示第五百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

- 四 立ち入ろうとする期間  
昭和六十三年五月二十日から同年十月三十一日まで
- 五 立ち入ろうとする期間  
昭和六十三年五月二十日から同年十月三十一日まで

昭和六十三年五月二十日



## 鳥取県告示第五百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 施行者の名称

米子市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業二・二・四四四号 車尾公園

## 三 事業施行期間

昭和六十三年五月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

## 四 事業地

1 収用の部分 米子市中町地内  
2 使用の部分 なし

## 四 事業地

昭和六十三年五月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

## 鳥取県告示第五百五十四号

1 収用の部分 米子市車尾字砂ノ下地内  
2 使用の部分 なし

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 施行者の名称

智頭町

昭和六十三年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 二 都市計画事業の種類及び名称

智頭都市計画公園事業三・三・一号 愛宕公園

## 二 案件

鳥取県西部海域における区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許

## 三 事業施行期間

昭和六十三年五月二十日から昭和六十四年三月三十一日まで

## 三 予定日、申請期間及び地元地区の事前決定について

## 四 事業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字宮塚谷、字宮塚谷奥、字尾鼻、字堂仏下平及び字京免地内

## 三 公述人

2 使用の部分 なし

公聽会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年令、從事する漁業の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を昭和六十三年五月二十三日までに鳥取海区漁業調整委員会へ提出すること。

## 海区漁業調整委員会告示

正

誤

## 鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第十一條第四項の規定に基づき、次のとおり公聽会を開催する。

昭和六十三年五月二十日  
鳥取海区漁業調整委員会会長 呪 金 幸 男  
の鳥取県公安委員会告示第二十三号を鳥取県公安委員会告示第三十二号に訂正する。

## 一 開催日時及び場所

日	時	場	所
昭和六十三年五月二十日 午後二時から		境港市上道町地先無番地 弓浜漁業協同組合漁村環境改善総合センター	